

197 / 年第 22 回宜野湾市議会(定例会)会議録

1. 6月11日(第2日目) 午前10時一分開議 午後4時25分散会

2. 出席議員(20名)

- | | |
|---------------|------------------------|
| 1番 伊 佐 徳次郎 | 2番 島 徳 吉 |
| 3番 大 川 正 雄 | 4番 天 久 盛 雄 |
| 5番 宮 城 正 光 | 6番 福 福 仁 正 |
| 7番 宮 城 仁 政 | 8番 又 吉 正 弘 |
| 9番 宮 里 敏 行 | 10番 比 嘉 守 盛 |
| 11番 安 次 富 盛 信 | 12番 崎 間 正 篤 |
| 13番 棚 原 康 信 | 14番 仲 村 春 信 |
| 15番 山 本 朝 保 | 16番 武 島 行 男 |
| 17番 多 和 田 真 一 | 18番 大 川 昇 |
| 19番 玉 那 覇 行 昭 | 20番 伊 佐 雅 仁 |
| 21番 比 嘉 義 定 | 22番 古 波 藏 清 次郎 |

3. 欠席議員(2名)

6番 福 福 仁 正 16番 武 島 行 男

4. 議事説明員

- | | |
|---------------------------|------------------------|
| 市 長 崎 間 健一郎 | 助 役 沢 堀 安 一 |
| 収 入 役 興 隆 好 永 | 総務課長 多和田 真 一 |
| 住 民 課 長 知 念 和 夫 | 厚生課長 伊 佐 友 誠 |
| 税 務 課 長 古 波 藏 信 三 | 農林課長 崎 間 政 光 |
| 商工観光課長 棚 原 盛 真 | 都市課長 新 垣 信 栄 |
| 建 設 課 長 高 宮 城 昇 | 消防長 大 川 仁 幸 |
| 固 定 費 産 業 評 価 室 長 武 島 正 孝 | 代 理 宮 城 清 康 |

水道部長 仲村 春 盛 営業課長 奥 里 符 弘
会計課長 天 久 実 工務課長 金 城 健 栄

5. 事務局出席者

事務局長 末 吉 健 男 庶務係長 隈 屋 毅
議事係長 島 袋 真 由 書 記 仲 村 春 夫
書 記 比 嘉 定 治

6. 議事日程(第 2 号) 1971 年 6 月 11 日(金 曜)

日程第 1 (日程者は別紙のとおり)

日程第 2

日程第 3

日程第 4

目録 ~~24~~²⁴ 農家録40号 / 1972年度家計簿第一巻合計
歳入歳出年算

目録 ~~25~~²⁵ 農家録15号 甘蔗栽培技術入門の成りゆき

目録 ~~26~~²⁶ 農家録16号 蔗刈地整理法について

議 名

昨日の引続き、定例会の本会議を開催
す。 (午前10時)

議 名

日程の訂正の都合により暫く休憩
す。 (午前10時)

議 名

再開す。 (午前10時10分)

議 名

休憩中の経過を申し述べた後、今日の
日程の1つ目の議案先にお断りして、
本日の議案の通り進めたいと思ふが、他
の諸君意見があるか。

議 名

諸君議案の1つ目の議案。今日の日程が
先にお断りした通り進行
せたい。

議 名

休憩す。 (午前10時11分)
再開す。 (午前10時11分)

議 名

日程第1議案第1号、宜野湾市職員定数
条例の一部を改正する条例について
の議題

をいふ。 朝議を第2回に本案に對する
採決の類旨説明を求めらる。

総務課長

議案第2号 直野市職員定数条例の一
部を改定する条例について所説明申し上げ
らる。 現在の定数条例は51名也。 一般事務
部の職員が、東員が115名、その他職員
が23名とておる。 此れを今日職員を119
名、此れは4名の増とておる。 此れを以て
此の職員を22名、1人減とておる。 定数
則は3名の増とておるが、此の内訳は
都市課の下水道事業関係の技術者職員
を2名、養護関係の技術職員を1人増
員を予定してらる。 新年度は各課に事業
量の増加に伴ひて、身負を求めらる
后計23名の増員の要求が認めらる
こと。 此の増員を以て之を認めらる。 此
の時点を機軸として必要に對して
調整をせらる。 此で最小限の必要員
3名を増員せらる。 考へておる。 是れ
所審議を願ふ。

議 長

本案に對する覽察を許さる。

19 番

採決の説明を、大体は了解せらる。 此
可也。 此の他の職員は1人減とて認めらる。

総務課長

次の他の職員、説明が不実で大衆中に誤
りを与へる。次の他の職員が少く職員級に上
げられたいと願ふ。

19 着

職員に上げよ。

総務課長

何の不便に自らの名を挙げ職員に配
置せよといふ考は正しくない。

19 着

他の職員は自らの名を挙げたいと願ふが、
これは新規採用である。

総務課長

新規採用の予定である。

議 長

他の職員に上げよ。他の職員は自らの名を
挙げたいと願ふが、これは新規採用である。
何れも職員に上げよ。

(異議ありと叫ぶ)

議 長

何れも職員に上げよ。本来の職員に
上げたいと願ふが、これは新規採用である。

議 案

日務。第2。議案第2号宜野湾市報酬
改正費用所費条例の一部を改正する条例
について議題といたしました。
朗読を省いた上、理事者の趣旨説明を托
けました。

総括評語

議案第2号宜野湾市報酬改正費用所費
条例の一部を改正する条例について所説明
中といたしました。

本件について、議席の議員、監査委員、
及び選挙管理委員会等の意見を求め、報酬
の引上げについてお尋ねがありました。本件について
は、特に議席議員の報酬については追加
添削、果敢の所を協議いたしました。25日の
分には、各所とも同じようにして、その引上げ部
に付して、その引上げの割合が、3年分
大抵人口規模と、その割合も類似して
おられる、その引上げの意味も、その協議の上で、
今申し上げておきます。これからの選挙管理委員、
監査委員については、地元の利の増進の
の覚悟で、10日の引上げをいたしました。但し、
職員が兼務する場合、これは、その報酬の
引上げの意味も、局長の職員が選挙管理委員
の兼務した場合、現在のところ、引上げの割合
を、1.5倍と、その引上げの割合も、その引上げの
割合も、以上、所説明申し上げたので、質疑
に、お答えいたしました。思っております。以上、お答えいたします。

講 求

本求に對する質疑を許す。

議 求

休憩の爲め。(午前10時18分)

再開の爲め。(午前10時20分)

川 審

先程の説明に對するは、宜野鴻、泉和川、浦添明彌等と云ふは、大体同類を修められたるものと見て可い。右の内、職員の場合、或は此の他は、大体似て居る。監査委員の報酬に關しては、均等にせられたい印象を與へる部でござらうが、此れに關しての説明を兼ね、右の監査委員に對しては、均等にせられたい理由がある。或は大監査事務の他の面と他の面を對しては、右の場合に對しては、均等にせられたい。此の點に對しては、均等にせられたい。

并 奏

お尋ねの通り、新に監査事務局が設置された。業務監査が従前の如く行なわれて居る。又、殆どの職がアソビに充てられて居る。此れは、概して是れである。此れが、お尋ねの通りである。

川 審

此の()理解の中心部を()するが、均等に

11 審

和時令、前記のものが全用にてありし。
果ては、その外に、他の職名事務、或は他の
職務内容、更にありしが、

市 長

内容のものは、前記のものと異なりし。仕
事の量、更にありしが、

11 審

2名、果ては、別記のものに、就てありしが、

市 長

1名、

11 審

1名、別記のもの、

14 審

2名の市の職員で、通常、臨時職員は、他所に
おいて、何れも、ないが、

総務課長

1人にてありしが、

14 審

通常、臨時業務に、おいては、随時、おこ
り得るが、

紙幣課長

本課長の職務は、紙幣の製造、検査、配布、回収、及び関係書類の管理、記録、報告等にあり、

14 着

紙幣製造課長の職務は、紙幣の製造、検査、配布、回収、及び関係書類の管理、記録、報告等にあり、

紙幣課長

本課長の職務は、紙幣の製造、検査、配布、回収、及び関係書類の管理、記録、報告等にあり、

8 着

本課長の職務は、紙幣の製造、検査、配布、回収、及び関係書類の管理、記録、報告等にあり、

す。今や5号、7号は(聴取不能)と、既に
新に5号、7号が追加して新に追加され
た。その理由、御説明をお願いします。

総務課長

これは先程、機密理由で説明したとおり
で思っています。申し訳さなければ、総務
は監査委員、これが通常監査委員会の委員の
場合は、旅費の10%は一般職員並と
して行われておられる。今回、諸般の
事情で見られる。これは一般並に、実際
職員と同じように支給するべきであるという観
念から行われておられる。

〇 答

今までは普通一般職員並とされておられ
た訳です。

総務課長

申しました。何れも本士の事務連絡の
中、これが監査委員の総務。或は通常監
査委員の総務という場合に本士も同じ
ものが行われると思っております。その場合の職
員の支給の場合は一般並に支給して
おられる。今や5号、7号は、今回行われて
おられる。

〇 答

これは5号、7号が追加して行われておられる。機密

お今迄の說明では、今後本士との關係も分つ
 一、新築の必要があること、もしもこれに新築の
 必要がある場合は、所定の土地に該当するもの
 であることを認めておくと、その土地が、地
 主の所有地である場合に、地主が、その土地
 として、本士と、共同して、新築する場合、そ
 の場合、地主は、地主としての権利を、行使し、

総務課長

当局の考へ方として、一。

お 着

同じ新築に行つて、片一方は、地主の、所有
 地として、適用されるが、これが、地主の
 所有地の場合、一般職員並に、その土地を、執
 行する権利を、行使する。

総務課長

この点、御指摘が、その通りであり、それ
 により、建設費、地主の負担は、普通、地主
 の方が、地主に、行われること、このように、その
 土地が、地主の、所有地であること、この
 土地が、地主の、所有地であること、地主が、
 本士と、共同して、新築する場合、地主が、
 本士と、共同して、新築する場合、地主が、
 本士と、共同して、新築する場合、地主が、
 本士と、共同して、新築する場合、地主が、

議 案

現に、本士、との関係、を、議案第22号に

この議案は、議案第21号の議案と併せて、議案第22号として提出することとする。

議 案

議案第21号の議案と併せて、議案第22号として提出することとする。

議 案

次に、日経第3号、議案第21号の議案と併せて提出することとする。日経第4号、議案第22号の議案と併せて提出することとする。日経第5号、議案第23号の議案と併せて提出することとする。日経第6号、議案第24号の議案と併せて提出することとする。以上三案併せて提出することとする。

議 案

議案第21号の議案と併せて提出することとする。議案第22号の議案と併せて提出することとする。議案第23号の議案と併せて提出することとする。議案第24号の議案と併せて提出することとする。以上三案併せて提出することとする。

行い、そのほかの政府の指導も必要であること、
 一方の通勤手当、扶養手当も加味しては税
 の引下げを必要とする。これらより別表二の一職
 職員に、これらは資料にても必要であること、
 道庁労働局長との団交に別表二の二の
 基本給の引下げ、これらより引下げの長期給
 給が10%増減を必要とする。これら増減
 にして、これら各市町村の長期給給に比
 較しては、従来の道庁労働局長の場合
 は低くなる。これらもその均等も加味して
 がら税を引下げること、これら引下げの
 引下げは、昨年並に必要とするけれども、
 引下げの30%に、これらは昨年の12月の
 条例職員の特別条例で必要とする。これら
 何回、給与条例の中にも含めて必要とする。
 これら19条の臨時に雇った労働者の
 の賃金の支給を必要とするけれども、これを
 20%以上引上げること、これは
 必要とする。これは現在の最低賃金を引上げ
 ること、臨時給が20%必要とする。日給に
 しては10%以上引上げること、普通
 従業員賃金関係の賃金を20%以上
 引上げること、これは必要とする。最低賃金を
 上げること、これは臨時に大工
 などが引上げること、賃金の場も必要とする
 こと、大体を引上げること、これは
 国内でも必要とする。これら引下げの
 臨時職員の場合、手前、これら労働者
 申請上げ、必要とする。引下げは必要とする

9. 4. 4. 月親の場高を60F以上150F
以内とするものにして可なり。
以上御説明申し上げて、38号の場高
を市町村自治体の規定に併せられたり林業
年当り追加、16号に17号に20号に25号に
追加するものとして可なり。これも市町村
自治体の規定に併せられたり可なり。
以上、簡単に御説明申し上げて御質疑
にお答を申し上げます。

議 案

以上三案件のすべてを許す。

12 着

自治法改正による林業年当り増額を行
うこと。産物の申告に於いては可なり
の申告を認めらる。

総務課長

産物の申告に於ける場合には可なり可なり
の申告を認めらる。十分弁別しては
職員に於ける場合は資料をとり出して可なり
の産物の申告が認めらる。

12 着

本日から資料提出を認めらる。

総務課長

本日からも討論を認めらる。

12 着

申告者からの資料です。

総務課長

申告者から資料もありました。更に資料の資料を十分添付してください。

12 着

このようにおぼろげな資料です。資料の資料はどのような方法が考えられるか。

総務課長

給与の支払に對する扶養家族の申告を
していただき、それが扶養記録と電報の
の差を知らせるための方法を検討
していただきます。

12 着

扶養記録は実態と異なる場合があります
もその旨を知らせるべきです。しかしこれは
現場でどのようにして行うべきかを
検討していただくことが必要です。

総務課長

私はその職員でございまして、職員
の分は一律に通知しております。総務課長
の御意見を伺います。

12 卷

もしも虚偽が發見された場合は、これを訂正する
訂正規程が定められていた。

総務課長

同論これは支給打切りを認めておいて。

12 卷

打切りが認められ、還付はしない。

総務課長

同論還付を認めない。

12 卷

認めないが、やり直す。

総務課長

当然還付をしない。

12 卷

これは訂正した。10条の2で訂正した
その中から給付を停止する人の訂正操作に
ついて、方法に拘束は無いが、課長が
決めることも可能である。認めない。
返済規程が定められており、貸付金の
返済に滞りなく入れている。返済金
の返済は、認めない。借付金の返済
滞りなく返済されている。借付金の
返済は、認めない。返済滞りなく返済
されている。返済滞りなく返済

お、結局館料から、この中を脱税と言はた
げえおいて、その中から税金も可脱して、
おと果してです。

総務課長

これは、おとてお、総務計算をして税金を
控除して、その中から引く額を、おとてお、
おとてお、おとてお、おとてお、おとてお、

12 番

お、おとてお、おとてお、

8 番

おとてお、おとてお、おとてお、おとてお、
おとてお、おとてお、おとてお、おとてお、
おとてお、おとてお、おとてお、おとてお、
おとてお、おとてお、おとてお、おとてお、

総務課長

おとてお、おとてお、おとてお、おとてお、
おとてお、おとてお、おとてお、おとてお、
おとてお、おとてお、おとてお、おとてお、
おとてお、おとてお、おとてお、おとてお、
おとてお、おとてお、おとてお、おとてお、
おとてお、おとてお、おとてお、おとてお、
おとてお、おとてお、おとてお、おとてお、

8 番

おとてお、おとてお、おとてお、おとてお、
おとてお、おとてお、おとてお、おとてお、

約束を我々はお外だと書いてしるはそれ
のほかにてすが、こゝへは非常に難し
思ふてすが、大体でかいたは、誰が認
めらるゝか。本人が申請すれば認めらるゝ
部てすが。

続柄課長

本人が申請しててすね。役所の方で調査
しててその申請書類がたつと認定した場合に
は友知有らぬ、として規則にふつてたつた
お返し出をさすらつておつた。お返し出
はしつてが申請上婚姻関係にたつてつては
實際結婚式はたつたお返し出もたつた
お返し出にたつた婚姻届を出してつてつて
つてつてつて、お返し出、お返し出、お返し出
つてつてつてつてつてつてつてつてつてつて

Q 答

これはお返し出、お返し出、お返し出

続柄課長

お返し出

Q 答

結局は、お返し出、お返し出、お返し出
お返し出、お返し出、お返し出、お返し出
お返し出、お返し出、お返し出、お返し出
お返し出、お返し出、お返し出、お返し出
お返し出、お返し出、お返し出、お返し出
お返し出、お返し出、お返し出、お返し出
お返し出、お返し出、お返し出、お返し出
お返し出、お返し出、お返し出、お返し出

2. 水産庁長官答へ

川 答

青森県の水産物の中で、秋津魚が重要な魚種でありますが、1号の工場では1日500トン、その他は1日に500トン程度しか生産していませんが、この魚種の増産の基礎となる飼料の確保が、

総務課長

本府にお願い。魚の増産のためには、政府から示される奨励金を通りてもらう。これは現在地球食料の職能が支給されている魚と同様で、増産費等については明確な根拠は示さないと。

川 答

私が聞いているのは、政府が支給している額に、政府としてその通り支給する何か指示があるかどうか。

総務課長

はい。

川 答

額も。

総務課長

増産もなされています。交付税もその分は加味するつもりで対応させていただきます。

II 着

私が用をたへたは、これは準則は500円
うち、一応この額の1ドル50セントという算定
である。このようにしてこの額をおくことの
であるが、これに1ドル100セントというものが
例として既婚者には1ドル50セント、何れ
根拠があります。

総務課長

この1ドルの根拠は税制網に入ります。

II 着

これは1ドル、2ドルから5ドルまでの間に新
得税は20%の所得者の場合には50%
です。

総務課長

これは規則で定められておられるので、420
ドル以上、所得がある場合には該当します。
例として林業親族の条項には適用しては
もらが年間420ドル以上の所得がある場
合は適用除外であります。

II 着

420ドル以上の所得、反母である場合と祖父母
である場合と算定所得並にその他の所得
が年間420ドル以上ある場合は適用して
はなりません。

総務課長

おはよう。

川 君

これはご報告の件におおりのりです。

総務課長

これは市税の申告書、おのりもめで調査ご
とご思ひです。

議 長

他はご報告の件で、議案第23号
38号、46号の三案件は継続審議にいた
らして思ひますが御異議ごありませんか。

議 長

御異議ごありません。只、議案第
23号、38号、46号は継続審議にいたります。

議 長

同様、議案第24号、宜野湾市退職
金支給条例の一部を改正する条例を議題
にいたします。

同議を審議するに理事者の趣旨説明を求め
ます。

総務課長

議案第24号、宜野湾市退職金支給条例
の一部を改正する条例にのり御説明を

たし、本件は、昨年、第79回定例議会
に提案したところでも、当時、現在の沖
縄に於いて地方公務員法が施行された各
市町村の給与体系が統一されておらず、数
年後には教育職も地方自治体に組み入れ
られることが予想される。これからの現行の改正
案では市と教育委員会の格差があるという理由で
一律適用は行われなくても、別表の資料に
も示す通り、中部の各市町村の条例がその格
差を解消して、又嘉手納、果老川の方も今回
改正が予定されているので、同じ自治体に
関わりの職員がそのような大きな格差があるは
存しないことである。再び昨年の案通り提案
していただくので、よろしく頼む。以上
以上御説明いたします。皆様は御覽覧に
お戻りいたします。

議 長
本案に付いて、質疑を許す。

議 長
本案に付いて、質疑の趣旨を継
続審議としてお答えいたします。御異議
ございませんか。

(異議なしと叫ぶ)

議 長
御異議なく認めます。以上、本案は継
続審議としてお答えいたします。以上、本案は継

議案議決の順序。

議案

休憩の順序。(午前10時56分)

再開の順序。(午前11時5分)

議案

日籍の第1議案第25号議会の議決に付する契約および財産の取得手続の順序に関する条例に付し、日籍の第2議案第26号議会の議決に付する契約および財産の取得手続の順序に関する条例の特例に関する条例。議案第27号日籍の第9直野湾市財政の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に付し、日籍第10議案第28号議会の議決に付する広の施設の廃止、及び取期がの独占的利用に関する条例に付し、以上4条件を一括上程の順序。

新議案第29号の解釋書の報告説明を求めた。

議案議決

中付が一括上程された順序の順序も、内容に付し、何れも一併の順序に、個別に別議決に付し、その順序。

議案第25号議会の議決に付する契約および財産の取得手続の順序に関する条例に付し、報告説明を求めた。

本件は、市町村自治法の改正、1970年の立法
 第90号に基いて、従来の自治法の175条
 の条項を廃して契約に79条として条例規
 則で詳細に規定をいおのちを設けられ
 ち、今日の改正に契約に79条は特に市町村
 自治法及び市町村自治法施行規則で詳
 細に規定を設けられている。ゆえに、本案に79条
 として市町村自治法の施行規則の第37条
 の2項の規定に基いては、政府の規則並
 りの規定を援用してはならない。

よから議案第25号 議会の議決に付する
 条例の名称を「市町村の取得のたしめ方の関
 する条例」の特例に關する条例に改題して
 するに付する。本案は、議案第25号の特例
 を定むる条例に改題するに付する。特に養護
 施設の特例に鑑み、その中の売買に
 ついては特例を設け、その意味を援
 用してはならない。よから議案第27号 市
 町村の財産の管理、譲渡、無償貸付等に関
 する条例に改題するに付する。財産の交換
 による目的とし、もしては、支払の手段として
 使用し、適正の対価を以て譲渡しては貸
 付するに付する。従来の議会の権限を認め
 ないに付するに付する。条例に定むるに
 付するに付するに付するに付するに付するに
 付するに付するに付するに付するに付するに
 付するに付するに付するに付するに付するに
 付するに付するに付するに付するに付するに

同日、市町村自治法第36条の1項、6号の改
 正に基いて、本案の市町村の条例は

準則として琉球政府の指導に列して提案
してござります。それから議案第28号にござります
が、議会の議決に付すべしとの実施の
麻止及び島嶼の独占的利用に關する条
例にござります。事件は所長自治法
の改正に付ござります。従来条例で定むる重要
の施設物の設置又は取除に關するの議会の
権限は、条例で定むる重要な公の施設に付す
条例で定むる無条件島嶼の独占的利用
を定むるに法が第3条第1項10号の改正
に基いて、今回の提案をしてござります
が、先程の所長自治法の改正に付ござ
ります。従来島嶼の施設物の設置又は取
除に關するの議会の権限は、本案は所長
政府の指導に列して提案してござります。
それと御審議を願ひたいです。

議 事
以上、中条件に關する議題を終ります。

議 事
休憩をいたします。(午前11時10分)
再開をいたします。(午前11時25分)

議 事
議案第25号、26号、27号、28号、以上中条
件に關するは、質疑の段階で継続審議
をいたします。御審議を願ひたいです。

(異議ありしとき)

議 案

御異議ありしとき、中条件を継続者議せられたる。

議 案

日程の第11、議案第29号、直野湾市養鰻研究也の一特別区計条例に付、日程の第12、議案第42号、1972年度直野湾市養鰻研究也の一特別区計歳入歳出予算に付、以上二条件を上程せられたる。

附議を省つて議事第29号の要旨説明を求められたる。

異議ありしとき

説明せられたる。議案第29号、直野湾市養鰻研究也の一特別区計条例に付、自治法の142条の2項に於て特別区計の条例を制定し得る。以上552に於て朝議せられたる。

議案第42号、1972年度直野湾市養鰻研究也の一特別区計歳入歳出予算の説明せられたる。

附議ありしとき

説明ターゲット

次の資料は、
前コマの丁間に挟まっていた。

ノンブル

そ 52_1e



議 表

乙案件について質疑を訴う。

II 答

議案第29号の第3条、彈力率填の適用
についての特例が創設される。この彈力
率填についての特例は以下の具体的な細
説明を要する。

総務課長

お答え申し上げます。彈力率填の適用に
ついては、特例が創設されることと想
う。これは歳出予算に計上される場合
において、その歳入がその場合は予算外の、
予算外上の歳入がある場合はその範囲
内で歳出予算に計上されることがあり
その意味でとなっております。歳出は計上外と
創設される。このように特例が創設される
のは、歳入がある場合は例の予算に計上
されるとしても市町村自治法の151条の中
項にその内容が規定されております。

II 答

乙案第29号の特別会計について、切
り入れの特例が創設されることと想
う。

総務課長

例については、このように特例が創設
される。このように特例が創設されること
と想う。このように特例が創設されること
と想う。

がなり、但し、手前は400kgのものを400kgの
 所の手前は解けたいから、これか乗車し
 て非常に乗るしうが手に入らぬ場合、手
 前は400kgの場合、その載入が乗ってこれ、
 載入が手前以上に超過している場合、
 力の不足でしうが乗入に差支るから、
 力不足の場合、力の弾力系項の適用が
 不足するから、力の不足でも差支るが思ひ
 可いから。

II 査

全然理解できず、何の説明も
 しうが例も引用、その上しうが例の
 説明以下。

助 符

この弾力系項の問題を列挙する
 これの所収の自治法を7151条以下
 の中、その乗車の経費を主として乗
 車料の経費に併せて収入を差支る
 上、乗料と乗料の差支る乗料増
 加の列乗料の差支る乗料の経費は
 差支るに列乗料の差支る乗料増
 加の増加分の収入に相当する金額を
 経費(規則で定めた経費を指す)に
 併用する。これよりその乗料の
 列乗料の差支る乗料の差支る
 特別条の目的は、その乗料の乗料

行いせむに、独立採算性の為のものを特別
 別にこの建前からこの程度企業性を
 算入する所とする。この内以て、この中業
 の企業性を算入する所の企業性成果を
 上げるとなれば、ある程度この弾力率
 を設け、通常範囲の範囲の裁量幅を
 決定業種の成果を上げるとするの目的で
 なるべくして、特別取組案件の中にはこの案
 内全部が介在して入っている。この一
 意味を設けるに、特にこれを汎用する所
 があつたので、特に規則に於いては、
 上層の範囲は適用されるべきに於いて
 可なり。この内以て、企業性の算入
 して目的とする。

11 兼

一の中より、ある程度幅を設けるとして
 この内を算入するが、しかしこれ、おかし
 けり独立採算。特にこの中業の場合には
 程度が利益を追求するところなり。
 この内から取れば、その業績が好して
 所、経営者当局に於ける裁量幅をこの内
 に入るとするに、この内を算入する目的
 は、この内は、この内を算入するに、
 通常の支障
 を来さず、この内。支障があるか
 否、もし支障があるならば、この内
 があつた。

師 演

予前々此の文脈の七五の一の文脈の七五、特別
 版訂教違條例七五の七五、この条項の七五
 課則の七五の七五、全部七五の七五、
 一七五の特別版訂條例の七五の七五、意味七
 五の七五の七五の七五、特に七五の七五の七五
 五、予想七五の七五の七五、七五の七五の七五
 条項の七五の七五の七五、七五の七五の七五、
 七五の七五の七五の七五、特別版訂教違
 條例の七五の七五の七五、七五の七五の七五
 の七五の七五、七五の七五の七五の七五、
 七五の七五の七五の七五、七五の七五の七五
 七五：特別の七五の七五の七五の七五。

川 著

現時点で此の適用の七五の七五の七五の七五の七五...

師 演

現時点の七五、七五の七五の七五の七五の七五、
定七五の七五の七五の七五。

川 著

しがし、七五の七五の七五の七五の七五、当然
 七五の七五の七五の七五の七五、七五の七五の七五
 七五の七五の七五の七五の七五、七五の七五の七五
 の七五の七五の七五の七五。

師 演

七五の七五の七五、七五の七五の七五の七五の七五

課に引かれぬもにてあらうが、(累割)限らば、
ぬ。この条項は、元々一色加重せしむる切
をしないてせらるゝと、その意旨は、全然外
せらるゝ。故に特別戻却せらるゝ条項の形式
上、当然も、その内容を、その理由で提案
して、読むべきなり。故に、その考へ方、通常
は、別項に考へられ、そのことなり。

II 考

本項は、他の二つの特別戻却が、課税
され、その場、同。

即 訳

全部入りなり。

II 考

外から特別戻却の手算で、その手算
は、その手算の、純利益。故に、見込の
額は、おとされ、そのことなり。故に、
なり。

即 訳

純利益を、そのことなり。手算は、利益
は、見込に、そのことなり。別項に
その手算は、そのことなり。純利益を、
そのことなり。見込に、そのことなり。

II 考

そのことなり。故に、そのことなり。事業見損

が見込がれぬという場合はどう読むか。

即 録

〇也 この手算は、歳入はすべて、原料の
分の売上代金、〇かゆが 金が財源で
か〇かゆ、これが収入にわか〇かゆ
原料の分の売上代金、これが原料の
分の売上代金としてその事業費、これが
手算は、これが歳入としてこれが一時
借入金か借金にわか〇か、この預金利息
の〇かをもつて手算は、歳入と構成して
り〇か〇か、収入、これが歳入にわか〇か、
この金額〇か〇か利益〇か〇か手算の
〇か〇か〇か〇か。

〇 概

これはおもしろい、七かゆ〇か〇か〇か〇か
は、これは〇か〇か〇か〇か〇か〇か
〇か〇か〇か〇か〇か〇か〇か〇か
〇か〇か〇か〇か〇か〇か〇か〇か
〇か〇か〇か〇か〇か〇か〇か〇か

即 録

歳入歳出は〇か〇か〇か〇か〇か〇か、
〇か〇か〇か〇か。

〇 概

〇か、〇か手算は〇か〇か〇か〇か〇か。

これだけの売上に対して(転取不能)では
取引手算上、数字数値と教わられておられる
体利益のところが、純利益
のところが、純利益の一部分を見込んで、次第に
事業計画を立ておられる方が、おられるかと。

即 訳

事業計画の取引手算が事業計画の取引手算、
別に純利益の事業計画がある訳ではない。

川 翁

ご承知、利潤のところが、見込んでおられる
ことかと。

即 訳

利潤のところが、これは非常に難しいところ
だと思っております。おっしゃるし、取引手算の購入
代金が仮に10万円とすれば、原料の仕入の
売上代金が20万円とすると、10万が利益
のところが、おっしゃる通り、通常は売上
のところが、説明の仕方が、思っております。

川 翁

今の話からすると、20万の売上に対して
10万のしらふの仕入のところが、おっしゃる通り
だと、通常は、売上と利潤のところが、
粗利益、これが、必要経費、諸経費を引
いた残りが、結局利潤のところが、おっしゃる通り
だと、おっしゃる通り、おっしゃる通り、おっしゃる通り

考に於ては、心算の利便を云ふ。

助 候

おがら、手算の、企業会計の手算では、
心算の利便にて、心算の官庁会計方
式で記帳する。もし、心算の利便の代
金から原料の代金を売上げたの差額を
心算にて計算せしむるの利便にて、
心算の利便。一昨、心算の利便の
形として、表を以て、心算の利便、
心算の利便、現行手算の利便にて、

11 番

おがら、心算の利便の利便にて、
心算の利便。

助 候

心算の利便の利便にて、心算の利便にて、

11 番

心算の利便、心算の利便の利便にて、
心算の利便。心算の利便、心算の利便にて、
心算の利便の利便にて、心算の利便にて、
心算の利便の利便にて、心算の利便にて、

助 候

~~心算の利便の利便にて~~ 心算の利便の利便にて、
心算の利便の利便にて、心算の利便にて、

8. 審

周通の利が、これだけの場合は
市電は、5ヶ年計画を以て、5ヶ年の間
には全部の利が支払われるという説明を
しておられる。況んしておられるが、この場合
には結局、総額17,600万、この総額
費は年次的に一般財源へ繰入るとして当然
予算上に表れることである。しかし、調べる場合は一般財
源に於いて繰入れる見込が十分であると
言われる。この場合は市電がこれだけの
力がある5ヶ年を以てしなくてはならない
のである。これは当然である。結局
5ヶ年の総額は、総額の1割、この総
額は、そのうち1割である。という結果
にどう状態である。これは、何れに
か考慮されるべきである。

9. 審

市電の利が、同様に、この利の
予算上にはおられる。議案の2ヶ
年以内の利を通り、一般財源への繰入
る。これは、先述のとおりである。
これは、現在のお金を出荷に
なれるが、これは、見積りで、この
一、一回入るが、お金の問題は、
問題は、繰入れるに、おられる。

男 着
七番のこは、予算をこえていりたす。

男 着
一底出荷してはう控計しぬ。

男 着
原のこは、目録がなすぬ。

男 着
は、() 見付のこは、予算をこえていりたす。

男 着
宗林社、管内より場各に、これと養護
事業をいじりたす場各に、市地外は5ヶ
年以内をいじりたす外に、このこは、
七毛のこは。これより、162,730
の見込のこは、この数量と算
出のこは、見付していりたす。

宗林課長
予算をこえていりたす。数量は1,134,000尾のこ
は、いりたす。

男 着
(聴取不能)

薪俸調査

400支の予定で、身金は280円。

Q 着

この薪俸調査、技術者謝礼、これはどのよう
にしようかと悩んでいます。

薪俸調査

これは6月7日締りの年間で、この後職員定数
条例の訂正の中で増えたり減ったりと採用
し、その職員を2人でその年の経営に
関わらせて、この場合、病気が何かの問題が
あるとすればその範囲で処理するのと
この場合に対してこの技術者を招聘して謝
礼をしようかと悩んでいます。

Q 着

次の年の調査で、1,780円は通常調
査の身金で、この場合でもその場合に行
う場合の調査です。

薪俸調査

この場合です。

Q 着

これはこの年の薪俸調査に、これは病気が
この場合でもその年の経営に
関わらせて、この場合、病気が何かの問題が
あるとすればその範囲で処理するのと
この場合に対してこの技術者を招聘して謝
礼をしようかと悩んでいます。

もし、当初計画された工の計画可能がこれ
に比べておおよそ倍と見られる。同時に
これは一か二かあるが、同時に
この間、本町の町民の懸念の中には、
この工場の建設に必要とする準備として
この工場の建設に必要とする準備として
この工場の建設に必要とする準備として
この工場の建設に必要とする準備として
この工場の建設に必要とする準備として
この工場の建設に必要とする準備として
この工場の建設に必要とする準備として
この工場の建設に必要とする準備として

別紙

この工場の建設に必要とする準備として
この工場の建設に必要とする準備として
この工場の建設に必要とする準備として
この工場の建設に必要とする準備として
この工場の建設に必要とする準備として
この工場の建設に必要とする準備として
この工場の建設に必要とする準備として
この工場の建設に必要とする準備として
この工場の建設に必要とする準備として
この工場の建設に必要とする準備として
この工場の建設に必要とする準備として
この工場の建設に必要とする準備として
この工場の建設に必要とする準備として
この工場の建設に必要とする準備として
この工場の建設に必要とする準備として
この工場の建設に必要とする準備として

万が一がとこの問題がわづらわづら、一応は各月
 の心には出首は終るべからしむし、此の場合
 后の案際にも結果を計りて次年度の
 予算にも補正をせしむし、如くても前年度
 繰越金として計上しむし、此れは与懸案の
 欠乏の池に於て予算に充てらる。或は又
 此れ以上の予算を以て当然一般会計へ繰
 越金として、此れは予算の欠乏の例に於ては
 此れを計上せらる。此れは予算の欠乏の例に
 減価償却も種々たる中要の如く思ふ所。
 原価に於て此れも全部一般会計へ繰越
 して、例に於て一般会計の予算に於て此れ
 の繰越金もつて此れを申請せしむる所
 計れども、この限を以ては連年同中
 にも利益が出る所は、一般会計への
 繰越金として繰り出さむし、此れは繰越金の
 欠乏の所(能取不能) 大体想像して
 此れは利益が外に於て此れも此れを予算
 に充てらる。適當に於て此れを計上しむ
 此れは此れも此れは出さむし、此れは予算
 此れを計上せらる。

川 着

此れは着議あり、或は着議あり、在場にて
 此れは着議あり、当然この申請を以ては連年
 此れは着議あり、一体と案の利益が利
 此れは着議あり、当然着議あり、着議あり
 此れは着議あり、此れは着議あり、此れは着議あり
 此れは着議あり、此れは着議あり、此れは着議あり

序 脚鏡の鏡明の如く、一寸は利益が有る
場合は識屋とよく相談して思ふが如く
と云ふことをおぼしておろすのである。

脚 鏡

さて、序の如く鏡明の如く、利益が有る場
合はよく識屋とよく相談して思ふが如く
と云ふことをおぼしておろすのである。これは
一服屋の如く、一方は来りの識屋と云
ふ一服屋の時、これ種をいふ。或は又何
かの身業の如く、一寸は利益が有る場
合はよく識屋とよく相談して思ふが如く
と云ふことをおぼしておろすのである。相
當の利益が有るが、一寸は来りの識屋の
一寸は当然識屋の識屋の対象に何なり
と云ふ、或は又何の如く一寸は利益が
有るが、一寸は当然識屋の識屋も得るが如く
一寸は利益が有るが、一寸は当然識屋の識屋も得るが如く

川 卷

此の如く、市況は現鏡階で、現時
点で考へるが、一寸は利益が有る場
合はよく識屋とよく相談して思ふが如く
と云ふことをおぼしておろすのである。これは
一服屋の如く、一方は来りの識屋と云
ふ一服屋の時、これ種をいふ。或は又何
かの身業の如く、一寸は利益が有る場
合はよく識屋とよく相談して思ふが如く
と云ふことをおぼしておろすのである。相
當の利益が有るが、一寸は来りの識屋の
一寸は当然識屋の識屋の対象に何なり
と云ふ、或は又何の如く一寸は利益が
有るが、一寸は当然識屋の識屋も得るが如く
一寸は利益が有るが、一寸は当然識屋の識屋も得るが如く

したが、一流業績を認められたいという希望は、
当然の要求である。しかし、その希望が、
必ずしも実現するとは限らない。

日 審

しかし、その希望が実現するに、
当然の条件がある。それは、
その希望が、社会の利益に
一致していることである。
また、その希望が、
社会の発展に貢献していることである。
したがって、その希望が、
社会の利益に一致していること、
また、その希望が、
社会の発展に貢献していること、
が、その希望が実現するための条件である。

助 演

同様に、その希望が実現するに、
当然の条件がある。それは、
その希望が、社会の利益に
一致していることである。
また、その希望が、
社会の発展に貢献していることである。
したがって、その希望が、
社会の利益に一致していること、
また、その希望が、
社会の発展に貢献していること、
が、その希望が実現するための条件である。

II 審

如左ノ表ノ如ク同ノ如ク。今回ノ出前
 有リ原料ノ付。此ノ如ク原料ノ契約セシテ
 出ルル也。予算ハ一區ガリ14セトシテ計上
 有リ付リカ也。セリハ此ノ一ノ差額セキ
 付リ出前ノ如クセリ。此ノ如ク一ノ付
 利ノ見通シハ如ク付リ一ノ付利ノ付リ
 セリ付リカ也。セリハ此ノ現在ノセリ
 出ルル也。次年度ハ一ノ付利14セ
 トシテ計上セリ。セリハ此ノ付利ノ付リ。見
 通シハ一ノ付利ノ付利ノ付利。此ノ
 一ノ付利ノ差額。此ノ後出前ノ付利
 額ノ如ク。原料ノ出前契約。

案件詳報

本報ニ付。本年度ノ本報ノ如ク
 状態ハ皆極大ノ付リ付リ付リ付リ
 取組ハ思ヘリ。此ノ如ク原料ノ付リ
 付利ノ見通シハ一ノ付利ノ付利ノ付利
 付利ノ付利ノ付利ノ付利。此ノ如ク
 付利ノ付利ノ付利ノ付利。中国
 付利ノ付利ノ付利ノ付利。1ト500位
 付利ノ付利ノ付利ノ付利。此ノ如ク
 付利ノ付利ノ付利ノ付利。此ノ如ク
 付利ノ付利ノ付利ノ付利。14~5セ
 付利ノ付利ノ付利ノ付利。此ノ如ク
 付利ノ付利ノ付利ノ付利。